

美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想について

(1) バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、旅客施設を中心とした地区等において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、市が作成する具体的な事業を位置づける計画になります。

(2) バリアフリー基本構想の位置づけ

バリアフリー基本構想はバリアフリー法に基づき、中津川市総合計画及び都市計画マスタープラン等との整合を図りつつ定めます。

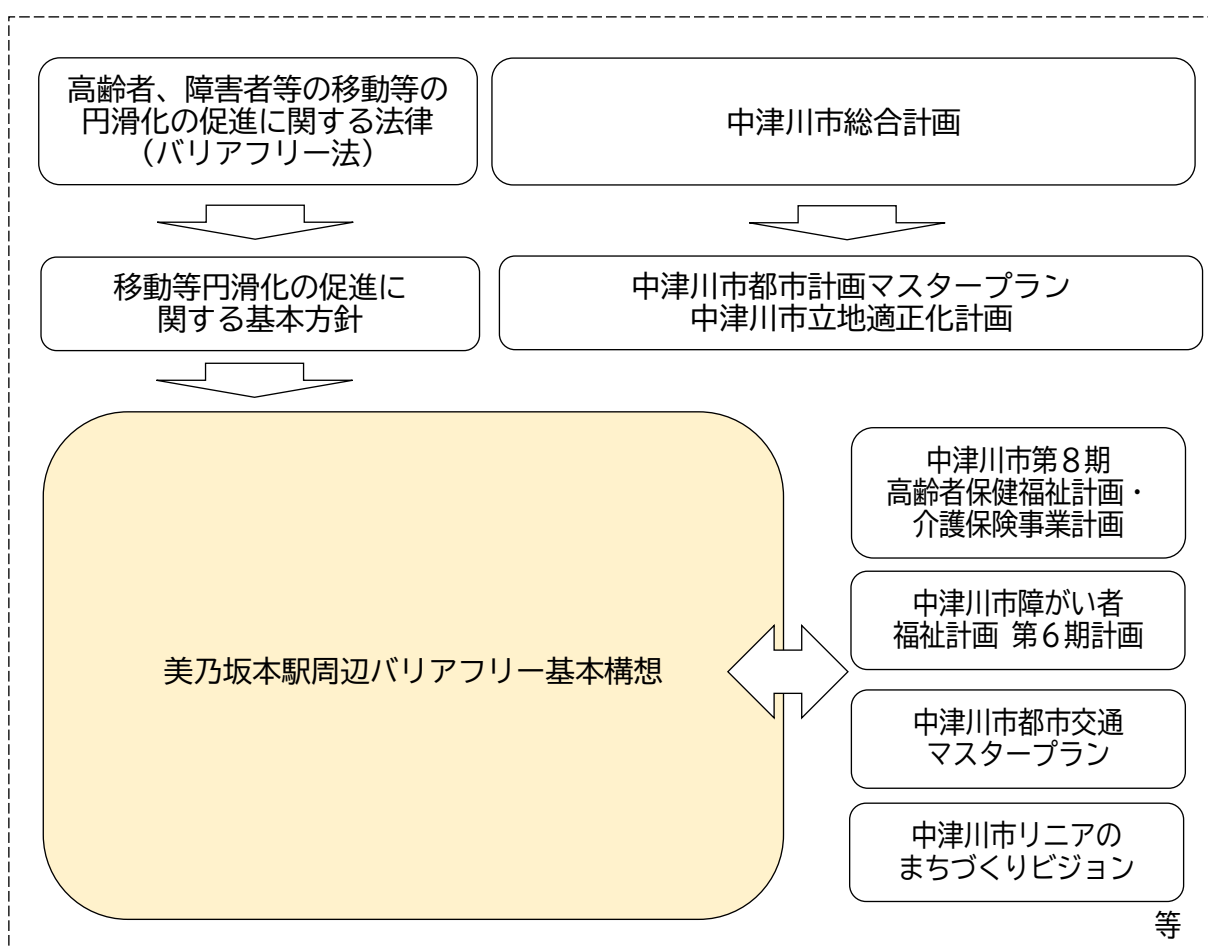


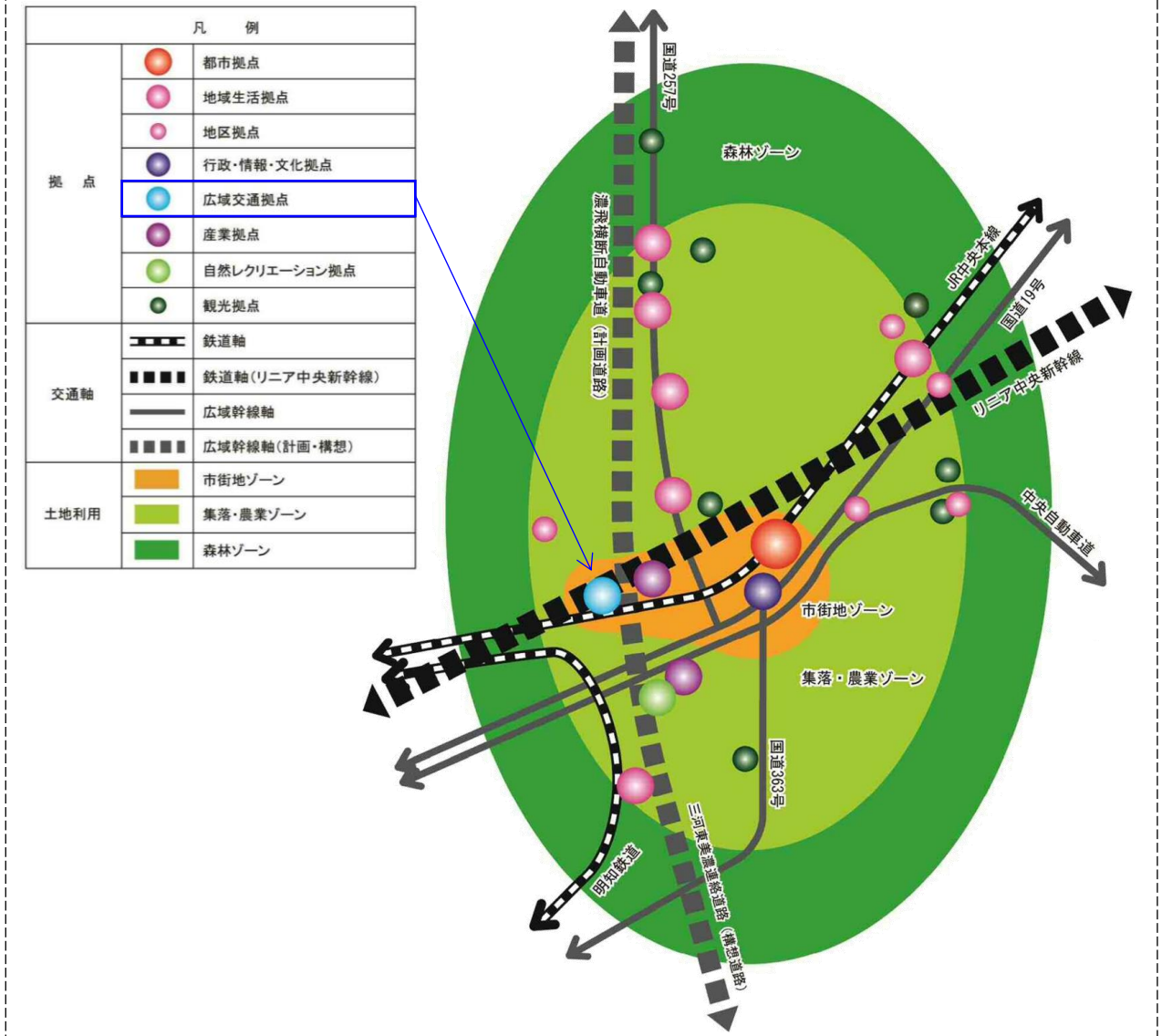
図 バリアフリー基本構想の位置づけ

(3) バリアフリー基本構想作成の目的

美乃坂本駅周辺地区は、リニア岐阜県駅の設置やJR美乃坂本駅の自由通路橋上駅舎化及び駅周辺のアクセス道路や駅前広場を含む面的な整備により「岐阜県の東の玄関口」として広域交通拠点（※1）及び地域生活拠点（※2）を目指し整備を進めています。

広域交通拠点及び地域生活拠点の実現に向けて、バリアフリー基本構想の作成により地区のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する必要があります。

※1：中津川市都市計画マスタープランでの位置づけ



資料：中津川市都市計画マスタープラン (P38)

図 将来都市構造の概念図

※2：中津川市都市交通マスタープランでの位置づけ

④地域生活拠点

- 自地区や周辺地区の移動の拠点、生活の拠点として機能する施設周辺
(加子母総合事務所、付知総合事務所、福岡総合事務所、苗木事務所、坂下駅の周辺)
- 統一感のある都市を形成するため、各方面の玄関口となる地区の主要施設周辺
(阿木駅、加子母総合事務所、リニア岐阜県駅、坂下駅の周辺)
- ・各地区の総合事務所や地域事務所といった行政施設や鉄道駅を主要施設とし、周辺に医療施設、商業施設などの地区住民の生活に必要な施設の集積を図る。
- ・主要施設における交通結節機能を向上させ、交通の利便性の向上を図るとともに、地区住民の交流の場となるような機能の拡充を図る。
- ・各地区における、住宅などの新たな転入先として推奨していく。

資料：中津川市都市計画マスタープラン (P93)

(4) バリアフリー基本構想で定める主な項目

①生活関連施設（※3）

多数の人が利用する施設や相当数の高齢者、障害者等が利用する地区内の旅客施設（※4）、教育文化施設、商業施設等の施設から、選定を行い設定します。

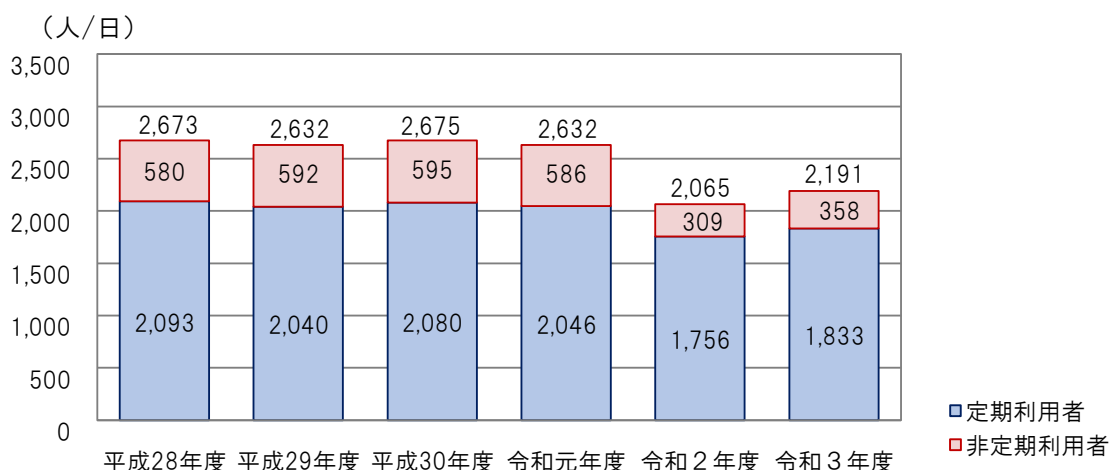
※3：バリアフリー法第2条第23号イの位置づけ

- ・高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

※4：旅客施設のバリアフリー化について

- ・2025年度末までの目標として、3,000人以上/日の施設及びバリアフリー基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則全てバリアフリー化する。（出典：国土交通省バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について）

参考：美乃坂本駅の利用者数の推移



②生活関連経路（※5）

生活関連施設を相互に結ぶ経路として、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性等に配慮して設定します。

※5：バリアフリー法第2条第23号ロの位置づけ

- ・生活関連施設相互間の経路

③重点整備地区（※6）

旅客駅を中心とした地区でバリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区を設定します。

※6：バリアフリー法第2条第24号での位置づけ

- ・生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ・生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ・当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

④特定事業（※7）

バリアフリー基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するための事業及び実施予定について検討します。

※7：バリアフリー法第2条第25号での位置づけ

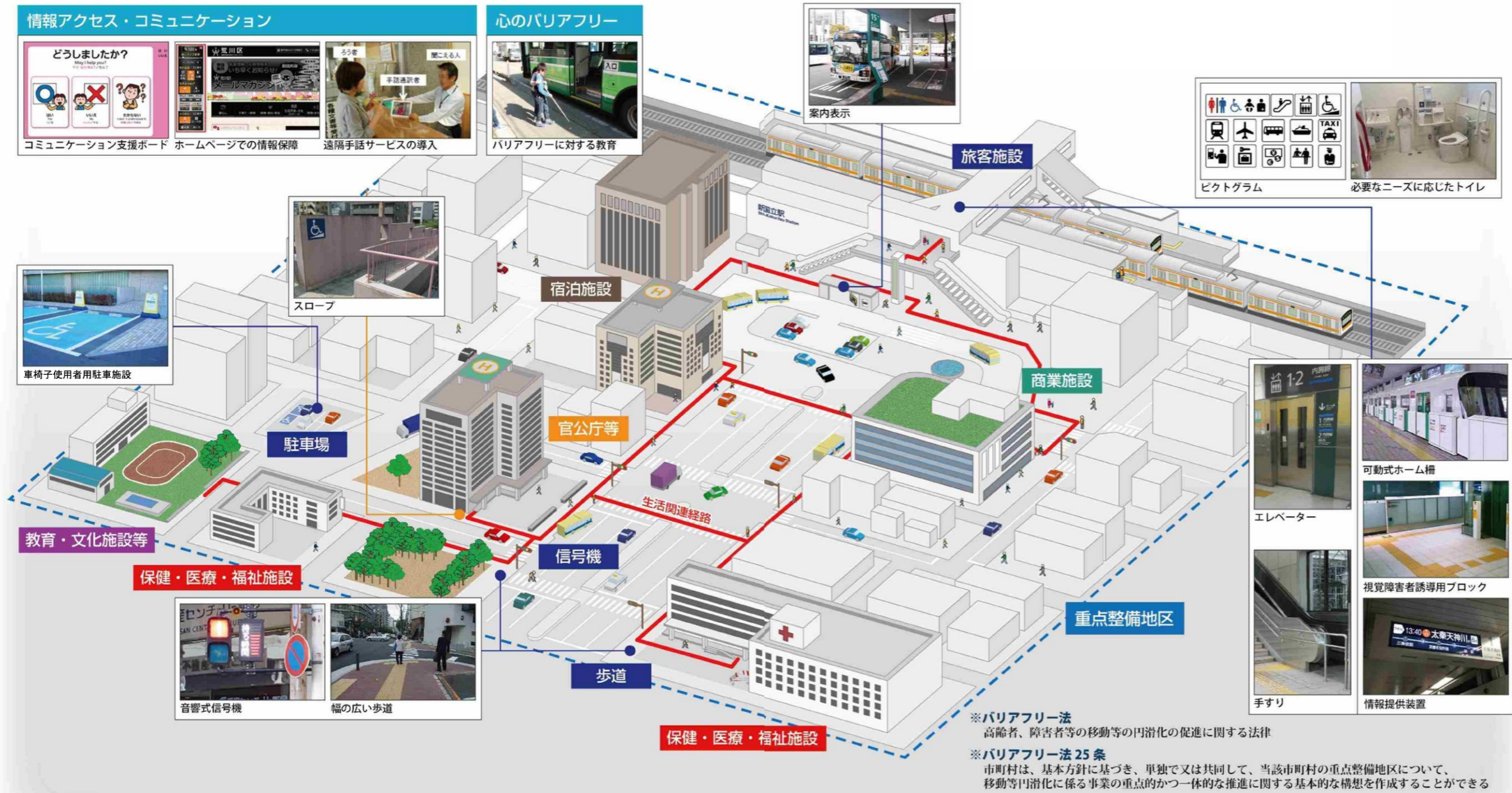
- ・公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業をいう。

表 特定事業のイメージ

事業名	事業の整備イメージ	事業イメージ
公共交通 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバスの導入 ・ホームドアの設置等 	
道路 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・車道との段差解消 ・滑り止め舗装の整備等 	
路外駐車場 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者用駐車区画の整備等 	
都市公園 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・園路の段差解消 ・障害者対応型のトイレの整備等 	
建築物 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物内のエレベーター設置 ・障害者対応型便所の整備等 	
交通安全 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機の設置 ・残り時間のわかる信号機の設置 ・エスコートゾーンの設置等 	
教育啓発 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校におけるバリアフリー教室の開催 ・交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施等 	

資料：バリアフリー法の改正について（国土交通省資料）

※下図は、①重点整備地区、②生活関連施設（旅客施設、商業施設、宿泊施設、官公庁等、保健・医療・福祉施設、教育文化施設）、③生活関連経路、④特定事業（旅客施設、信号機、歩道、駐車場）について具体的なイメージとして参考に添付しています。



資料：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

図 バリアフリー基本構想で定める主な項目のイメージ

